

福井坂井地区広域市町村圏事務組合情報公開に関する条例施行規則

平成 19 年 9 月 18 日

規 則 第 1 0 号

改正 平成 28 年 4 月 1 日 規則第 4 号

令和 5 年 3 月 28 日 規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合情報公開に関する条例（平成 19 年福井坂井地区広域市町村圏事務組合条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、実施機関が行う情報公開に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(行政情報公開請求書等)

第 3 条 条例第 8 条の請求書は、行政情報公開請求書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 条例第 8 条第 3 号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 行政情報の公開の方法

(2) 行政情報の公開を請求することができるものの区分

(3) 圏域内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者にあつては、勤務先又は通学先の名称及び所在地

(4) 市町税の納税義務者にあつては、納税義務の内容

(5) 利害関係を有するものにあつては、利害関係の内容

3 行政情報の公開の請求に当たっては、郵便等による行政情報公開請求書の提出は、認めないものとする。ただし、実施機関がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(行政情報の公開決定等の通知)

第 4 条 条例第 9 条第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書による。

(1) 行政情報の全部を公開する場合 行政情報公開決定通知書（様式第 2 号）

(2) 行政情報の一部を公開する場合 行政情報一部公開決定通知書（様式第 3 号）

(3) 行政情報の公開をしない場合 行政情報非公開決定通知書（様式第 4 号）

(4) 条例第 7 条の規定により拒否する場合 行政情報存否回答拒否に係る非公開決定通知書(様式第 5 号)

2 条例第 9 条第 4 項の規定による通知は、行政情報公開決定期間延長通知書(様式第 6 号)による。

(第三者に対する意見の聴取)

第 5 条 条例第 9 条第 5 項の規定により行う第三者に対する意見の聴取は、第三者意見照会書(様式第 7 号)により行うものとする。

(行政情報の閲覧等)

第 6 条 条例第 10 条の規定により、行政情報を閲覧する者は、当該行政情報を改ざんし、汚損し、

又は破損することがないように取り扱わなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、行政情報の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。
- 3 条例第10条の規定により行政情報の公開を行う場合において、行政情報の写しを交付するときの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(電磁的記録の開示方法)

第7条 条例第10条の規定により電磁的記録を公開するときは、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音カセットテープ又は録音ディスク 当該録音カセットテープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- (2) ビデオカセットテープ又はビデオディスク 当該ビデオカセットテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- (3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、福井坂井地区広域市町村圏事務組合が保有する機器及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)により行うことができるもの
ア 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
イ 当該電磁的記録を専用機器により表示し、又は再生したものの閲覧、聴取又は視聴
ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

- 2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録を録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フレキシブルディスクカートリッジ、又は光ディスクに複写して交付することが容易である場合は、当該電磁的記録の開示は、その複写したものの交付により行うことができる。

- 3 前項の規定による電磁的記録を複写したものの交付は、当該電磁的記録の全部を開示する場合に限り行うものとする。

(審査請求等)

第8条 条例第13条第1項に規定する審査請求は、行政情報公開審査請求書(様式第8号)により行うものとする。

- 2 条例第13条の2第1項に規定する諮問は、行政情報公開審査諮問書(様式第9号)により行うものとする。

- 3 条例第13条の2第1項に規定する審査請求についての裁決は、行政情報公開審査請求決定通知書(様式第10号)により行うものとする。

(費用徴収)

第9条 条例第16条に規定する写しの作成及び送付に要する費用は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する写しの作成に要する費用は、前納とする。ただし、実施機関がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(運用状況の公表)

第10条 条例第17条の規定による条例の運用状況の公表は、次に掲げる事項について、福井坂井地区広域市町村圏事務組合のホームページに掲載して行うものとする。

- (1) 請求の件数及び処理状況

(2) 審査請求の件数及び処理状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区 分	金 額
複写機により複写したもの （白黒）	1枚につき10円
電磁的記録のうち印刷物として出力した もの（白黒）	1枚につき10円
その他の方法により複写したもの	当該複写の作成に要する費用に相当する額
写しの送付に要する費用	郵送料に相当する額

備考

- 1 文書及び図画を複写機により複写し、又は印刷物として出力する場合は、A3判の大きさ以内の大きさの用紙を用いるものとし、これを超える大きさの用紙を用いたときは、A3判の用紙を用いた場合に必要となる枚数（整数倍）に換算して算出する。
- 2 公文書を複写機により複写し、又は印刷物として出力する場合で、用紙の両面に複写し、又は印刷物として出力するときは、片面を1枚として枚数を算定する。
- 3 事業者に委託して公文書の写しを作成した場合における当該写しの作成に要する費用の額は、この表の規定にかかわらず、当該委託に係る公文書の写しの作成に要した費用に相当する額とする。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

行政情報公開請求書

福井坂井地区広域市町村圏事務組合
様

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

（法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所又は事業所の所在地）

福井坂井地区広域市町村圏事務組合情報公開に関する条例第5条の規定により、次のとおり行政情報の公開を請求します。

公開を求め 行政情報の件名 又は内容	（情報の内容又は知りたい事項をできるだけ具体的に記入してください。）
公開の方法	閲覧 視聴 写しの交付 その他（ ）
請求者の区分	圏域内に住所を有する者 圏域内に事務所又は事業所を有するもの 圏域内の事務所又は事業所に勤務する者 （勤務先の名称 ） （所在地 ） 圏域内の学校に在学する者 （通学先の名称 ） （所在地 ） 市町税の納税義務者 （納税義務の内容 ） 利害関係を有するもの （利害関係の内容 ）
所 管 課	（電話番号 ）
備 考	

注

- 1 該当する 欄にチェックをし、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 印の欄には記入しないでください。

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

行政情報公開決定通知書

_____様

福井坂井地区広域市町村圏事務組合

_____印

年 月 日付けで請求のありました行政情報の公開について、行政情報の全部を公開することを決定したので、福井坂井地区広域市町村圏事務組合情報公開に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

行政情報の件名 又は内容	
公開の実施方法	閲覧 視聴 写しの交付 その他()
公開する日時	年 月 日 午前・午後 時 分
公開する場所	
所 管 課	(電話番号)
備 考	

注

- 1 情報の公開を受ける際は、この通知書を担当者に提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で所管課に連絡してください。

様式第 3 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

行政情報一部公開決定通知書

様

福井坂井地区広域市町村圏事務組合

印

年 月 日付けで請求のありました行政情報の公開について、行政情報の一部を公開することを決定したので、福井坂井地区広域市町村圏事務組合情報公開に関する条例第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

行政情報の件名 又は内容	
公開の実施方法	閲覧 視聴 写しの交付 その他（ ）
公開する日時	年 月 日 午前・午後 時 分
公開する場所	
公開しない部分	
公開しない理由	
情報を公開することが できる期日	年 月 日
所 管 課	（電話番号 ）
備 考	

注

- 1 情報の公開を受ける際は、この通知書を担当者に提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で所管課に連絡してください。
- 3 印の欄には、行政情報の一部を公開しないこととした理由がなくなる期日が記入されますので、その期日以降に行政情報の公開を希望する場合は、その期日以降に改めて公開の請求をしてください。
- 4 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に 対し異議申立てをすることができます。

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

行政情報非公開決定通知書

様

福井坂井地区広域市町村圏事務組合

印

年 月 日付けで請求のありました行政情報の公開について、行政情報の全部を公開しないことを決定したので、福井坂井地区広域市町村圏事務組合情報公開に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

行政情報の件名 又は内容	
公開しない理由	
情報を公開することができる期日	年 月 日
所 管 課	(電話番号)
備 考	

注

- 1 印の欄には、行政情報の公開しないこととした理由がなくなる期日が記入されますので、その期日以降に行政情報の公開を希望する場合は、その期日以降に改めて開示の請求をしてください。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に に対し異議申立てをすることができます。

様式第6号(第4条関係)

第 号
年 月 日

行政情報公開決定期間延長通知書

_____様

福井坂井地区広域市町村圏事務組合
_____印

年 月 日付けで公開請求のありました行政情報について、福井坂井地区広域市町村圏事務組合情報公開に関する条例第9条第1項に規定する期間内に公開の可否を決定することができないので、同条第4項の規定により、次のとおり通知します。

なお、公開の可否が決定したときは速やかに通知します。

行政情報の件名 又は内容	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長する理由	
所 管 課	(電話番号)
備 考	

様式第7号（第5条関係）

第 号
年 月 日

第 三 者 意 見 照 会 書

_____様

福井坂井地区広域市町村圏事務組合

_____印

福井坂井地区広域市町村圏事務組合情報公開に関する条例に基づき、次のとおりあなた（貴）に関する情報が含まれた行政情報の公開の請求がありました。

同条例第9条第5項の規定により、公開について意見を求めます。

請求書の受理年月日	年 月 日
行政情報の件名 又は内容	
上記の行政情報に 記載されているあなた （貴） に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

行政情報公開審査請求書

福井坂井地区広域市町村圏事務組合
_____様

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

（法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所又は事業所の所在地）

請求に対する処分に異議があるため、福井坂井地区広域市町村圏事務組合情報公開に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり審査請求をします。

請求に係る行政情報の内容	
審査請求の趣旨及び理由	(趣旨)
	(理由)

様式第 9 号 (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

行政情報公開審査諮問書

福井坂井地区広域市町村圏事務組合
情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 _____ 様

福井坂井地区広域市町村圏事務組合
_____ 印

行政情報の公開及び自己情報開示、訂正等の請求に対する処分の決定に対し審査請求がなされたので、福井坂井地区広域市町村圏事務組合情報公開に関する条例第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

請求に係る行政情報の内容	
審査請求の対象となる決定	年 月 日付け 第 号
審査請求の趣旨及び理由	(趣旨)
	(理由)
所 管 課	(電話番号)
備 考	

様式第 10 号 (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

行政情報公開審査請求決定通知書

_____様

福井坂井地区広域市町村圏事務組合
_____印

年 月 日付けでされた審査請求について、次のとおり決定したので、福井坂井地区広域市町村圏事務組合情報公開に関する条例第 13 条の 2 第 1 項の規定により通知します。

処理	却下 (審査請求が不適法である) 非公開・部分公開・非開示・部分開示の決定の取消し その他 ()
審査請求に係る 決定	
理 由	
所 管 課	(電話番号)
備 考	